

【統-13】[事業統合（水平統合）]

柏崎市

1 基本情報

(1) 都道府県		新潟県
(2) 事業体名		柏崎市
(3) 広域連携の形態		事業統合
(4) 広域連携実現年月		平成 24 年 10 月
(5) 広域連携実現までに要した期間		—
(6) 広域連携前の事業体等		1 市 1 村
		柏崎市、刈羽郡刈羽村
(7) 直近の認可	目標年度	令和 7 年度
	計画給水人口	91, 000 人
	計画一日最大給水量	47, 400m ³ /日

※平成 29 年 4 月 1 日簡易水道事業は、上水道事業へ統合

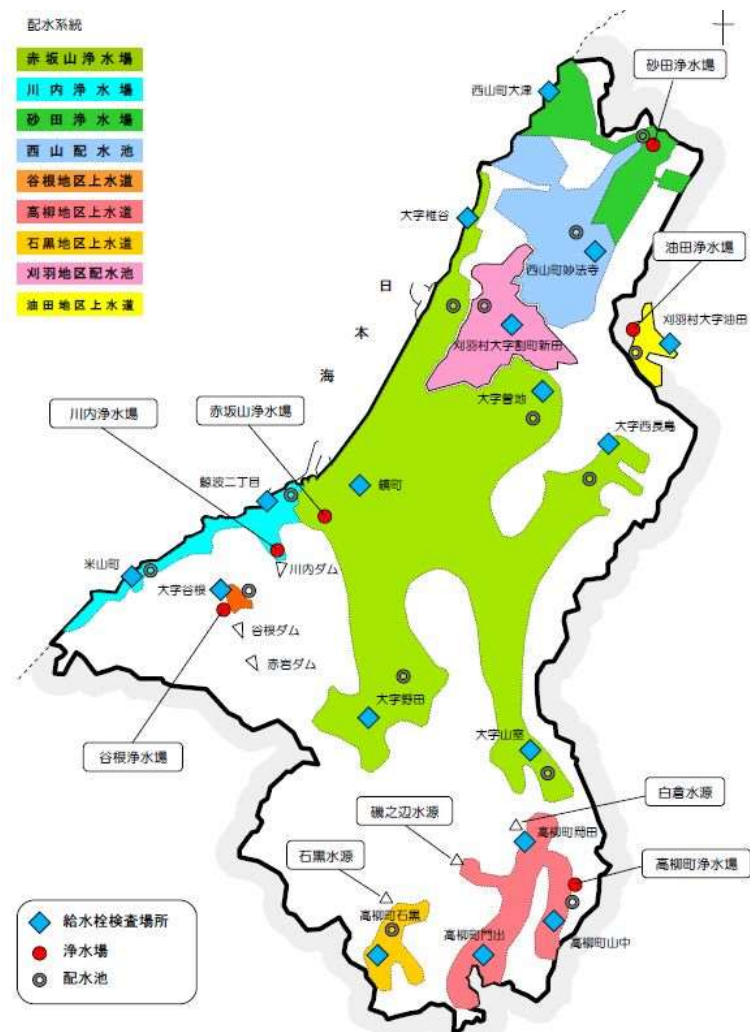


図 1 柏崎市配水系統図

(出典)「柏崎市上下水道局 平成 31 (2019) 年度水質検査計画」

2 広域連携の概要

2.1 広域連携(計画)の内容

- ・ 柏崎市と西山町の市町合併により、柏崎市から刈羽村中央部を通過して、西山地区へ柏崎市上水道を給水する西山給水区域拡張事業を計画した。これを機に、将来的に水量不足及び水質悪化などの不安材料を抱える刈羽村から、柏崎市上水道への給水区域編入の要請を受け協議が始まった。
- ・ 柏崎市が譲り受ける事業は、刈羽村が経営する刈羽地区、油田地区の2種類の簡易水道事業であり、刈羽地区簡易水道事業のみ柏崎市上水道の給水区域とし、油田地区簡易水道事業については柏崎市が簡易水道事業として事業を継続することとした。
- ・ 刈羽地区への給水方法は、刈羽村中央部に通した送水管から分岐させて刈羽地区配水池に送水し、既存配水網を活用することで給水することとした。
- ・ 刈羽村水道施設の引継ぎについて、次のとおり定めた。
 - 刈羽村の必要な施設を無償で引き継ぐこと
 - 事業統合時において、刈羽村が保有する企業債に係る債務を引き継ぐこと
 - 新潟県中越沖地震による被災施設は、本復旧が完了していること
 - 刈羽地区の配水池について、耐震構造でない場合は、刈羽村が費用を負担し必要な工事を行うこと
 - 荒浜受水施設について刈羽村の費用をもって改良工事を行うこと
 - 油田地区簡易水道は、柏崎市が事業を開始した年度以降において赤字が生じた場合、刈羽村が全額補てんをすること
- ・ 柏崎市から刈羽村の給水予定分岐点までの管路等の工事費として1億円。柏崎市の赤岩ダムを初めとする既存施設・設備等に係る投資に対する負担額として31億円を、刈羽村は柏崎市へ給水開始までに支払うこととして協定した。

2.2 広域連携(実績)の内容

当初計画通り実施

3 広域連携による効果

3.1 広域連携により生み出される効果〔計画策定時〕

刈羽村からの編入要請に基づき統合したため、効果の検証はしていない。

3.2 広域連携により生み出される効果〔計画変更時〕

該当事項は特になし

4 その他特筆すべき事項

該当事項は特になし

【統-14】〔事業統合（水平統合）〕

八戸圏域水道企業団

1 基本情報

(1) 都道府県		青森県
(2) 事業体名		八戸圏域水道企業団
(3) 広域連携の形態		事業統合
(4) 広域連携実現年月		平成 24 年 4 月
(5) 広域連携実現までに要した期間		平成 16 年 10 月～平成 24 年 3 月（7 年 6 ヶ月）
(6) 広域連携前の事業体等		1 村 1 企業団
		旧南郷村（現八戸市）、八戸圏域水道企業団
(7) 直近の認可	目標年度	令和 2 年度
	計画給水人口	328, 100 人
	計画一日最大給水量	117, 900m ³ /日

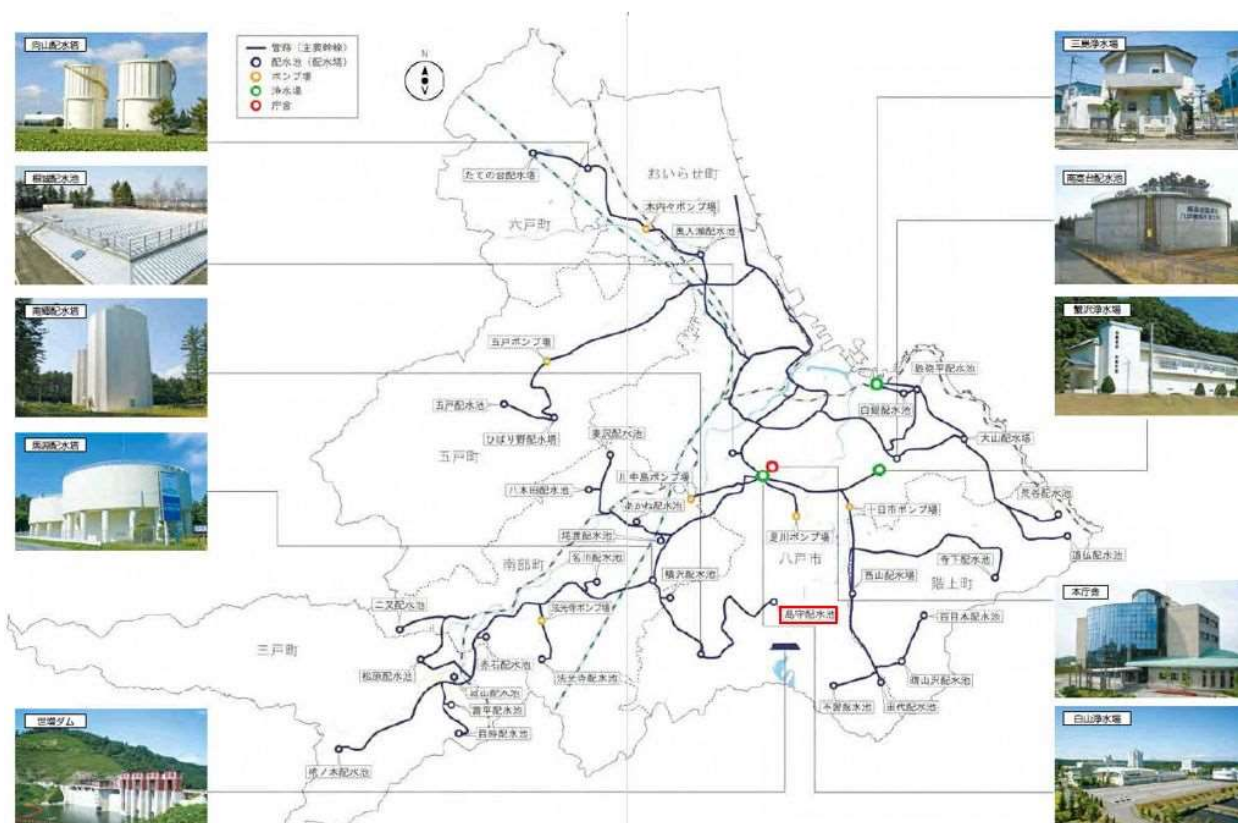


図 5 八戸圏域水道企業団施設配置図

(出典)「第4次水道事業総合計画～はちのへ水ビジョン 2019～」 八戸圏域水道企業団 平成30年9月
(一部加筆)

2 広域連携の概要

2.1 広域連携(計画)の内容

- ・ 合併協議会前の計画
 - 南郷村は、八戸圏域水道企業団の構成市町村の1つであったが、村営の簡易水道が残っていた。(島守簡水、不習簡水)
 - 南郷村が平成17年度末から八戸市と合併することとなったが、八戸市では水道事業を行っておらず、当企業団が島守簡水を引き継ぎ(簡水として経営)、不習簡水は当企業団の上水道区域に編入することとしていた。
 - 簡易水道として経営している間は、簡水債の元金、利息は八戸市が負担し、さらに減価償却費を除いた総収支差し引きで不足額が出た場合は、その不足額を八戸市が負担することとしていた。また、施設のレベルが企業団上水道と同レベルに達した場合、上水道へ移行することとしていた。
 - 島守水源は湧水を水源としており、水質汚染の可能性がある。既存水源を継続使用していくが、平成26年にその対策として膜処理施設を建設する計画であった。
- ・ 企業団に移管後の計画
島守簡水を企業団が引き継いだ後、次のような問題点が明らかになった。
 - ① 水源が沢水に冠水する恐れがある。
 - ② 水源がクリプトスポリジウム汚染の恐れがある。
 - ③ 取水井から配水池間は高低差が少なく自然流下であるため、一度断水すると空気だまりが生じて通水に時間がかかる。
 - ④ 導水管がビニル管であるため、布設替えが必要。
 - ⑤ 配水池は耐震性がなく、再建設が必要。
 - ⑥ 配水幹線が一部民有地に布設されているため、公道への布設替えが必要。
 - ⑦ 送水管がビニル管で耐震性が低く、布設替えが必要。
 - ⑧ 高区配水池があるが、一部水圧低下の地域がある。
 - ⑨ 水源・給水区域が孤立しており、水道施設に異常が生じ、断水となった場合、運搬給水以外に給水方法がない。

以上のことから、事業費と水道施設の安全性(耐震性)等を再度検討した結果、水源を廃止し、上水道区域からの連絡管及び新設配水池を整備し、上水道区域へ編入することが望ましいと判断し、次のように計画を変更した。

- 島守配水池(V=300 m³)建設
- 送水管(φ150、1,500m)、配水管(φ200～φ100、2,200m)布設
- 島守水源、高区配水池、低区配水池、高区ポンプ場の廃止

2.2 広域連携(実績)の内容

基本的に計画通り実施したが、変更点は次のとおりである。

- 配水池容量を400 m³に増量
- 管路の口径変更

3 広域連携による効果

3.1 広域連携により生み出される効果〔計画策定時〕

a) 更新費用の削減（費用削減効果）

項 目	内 容
算定期間	平成 17 年 4 月～平成 37 年 3 月（20 年）
算定手法	膜処理施設建設に係る建設改良費（南郷村の算出）と、上水道編入に係る調査・用地取得、配水池建設、管網整備等（企業団の算出）の比較
効果算定対象費目	建設改良費、その他(委託料)
評価結果	58.6%

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

b) 安定した水質の水道水の供給（定性的効果）

c) 耐震性の向上（定性的効果）

d) 災害時の安定給水（定性的効果）

e) 水圧の確保（定性的効果）

3.2 広域連携により生み出される効果〔計画変更時〕

a) 安定した水質の水道水の供給（定性的効果）

b) 耐震性の向上（定性的効果）

c) 災害時の安定給水（定性的効果）

d) 水圧の確保（定性的効果）

4 その他特筆すべき事項

該当事項は特になし

【統-15】[事業統合（水平統合）]

茨城県南水道企業団

1 基本情報

(1) 都道府県		茨城県
(2) 事業体名		茨城県南水道企業団
(3) 広域連携の形態		事業統合
(4) 広域連携実現年月		平成 24 年 4 月
(5) 広域連携実現までに要した期間		平成 17 年 8 月～平成 24 年 4 月（6 年 8 ヶ月）
(6) 広域連携前の事業体等		1 町 1 企業団
		利根町、茨城県南水道企業団
(7) 直近の認可	目標年度	令和 2 年度
	計画給水人口	261, 320 人
	計画一日最大給水量	103, 700m ³ /日



図 6 茨城県南水道企業団の給水区域図

（出典）「茨城県南水道企業団HP」

2 広域連携の概要

2.1 広域連携(計画)の内容

- ・ 利根町の試算では、今後、人口減少、水需要の減少が続いていくことが想定されるため、利根町単独では健全な経営を維持していくことが非常に難しいということで、企業団への編入要望が提出された。
- ・ 要望が提出されたことで、統合するべきか事務レベルでの協議をしたところ、大きなメリットとして、契約水量と1日最大給水量の乖離が大きいという当企業団の問題点を若干改善できることが分かった。
- ・ 具体的な内容としては、当時利根町で使用していた井戸施設を統合に伴い廃止して、100%浄水受水とし、更に契約水量を他団体へ融通することで、契約水量の未使用分を減少できると試算した。
- ・ また、給水区域を広げるが職員数は増やさないことで、支出を抑えながら給水収益及び下水道料金徴収事務負担金分の収益を得ることが可能なことから収支状況の改善が出来ることや、当時、企業団の内部留保資金が著しく少なかった時期であったため、統合する事で内部留保資金が増加して経営的には若干の余裕が生まれるとして統合へ向けて進んでいった。

2.2 広域連携(実績)の内容

当初計画とおり

3 広域連携による効果

3.1 広域連携により生み出される効果〔計画策定時〕

- a) 施設余剰能力の有効活用による施設の効率的運用（定性的効果）
- b) 事業統合による収支状況の改善（定性的効果）

3.2 広域連携により生み出される効果〔計画変更時〕

- a) 施設余剰能力の有効活用による施設の効率的運用（指標による評価）

項 目	内 容
評価項目	施設利用率
評価期間	平成 23 年～平成 24 年（1 年）
評価手法	単独経営と広域連携後における施設利用率を算定し、その差分を効果とする。
評価結果	10.1%

b) 事業統合による保有現金の増加（指標による評価）

項 目	内 容
評価項目	流動比率
評価期間	平成 23 年～平成 24 年（1 年）
評価手法	単独経営と広域連携後における流動比率を算定し、その差分を効果とする。
評価結果	256.7%

4 その他特筆すべき事項

該当事項は特になし

【統-16】[事業統合（水平統合）]

会津若松市

1 基本情報

(1) 都道府県		福島県
(2) 事業体名		会津若松市
(3) 広域連携の形態		事業統合
(4) 広域連携実現年月		平成 23 年 4 月
(5) 広域連携実現までに要した期間		平成 20 年 9 月～平成 23 年 4 月（2 年 7 ヶ月）
(6) 広域連携前の事業体等		1 市 1 村
		会津若松市、湯川村
(7) 直近の認可	目標年度	平成 30 年度
	計画給水人口	125, 000 人
	計画一日最大給水量	71, 500m ³ /日

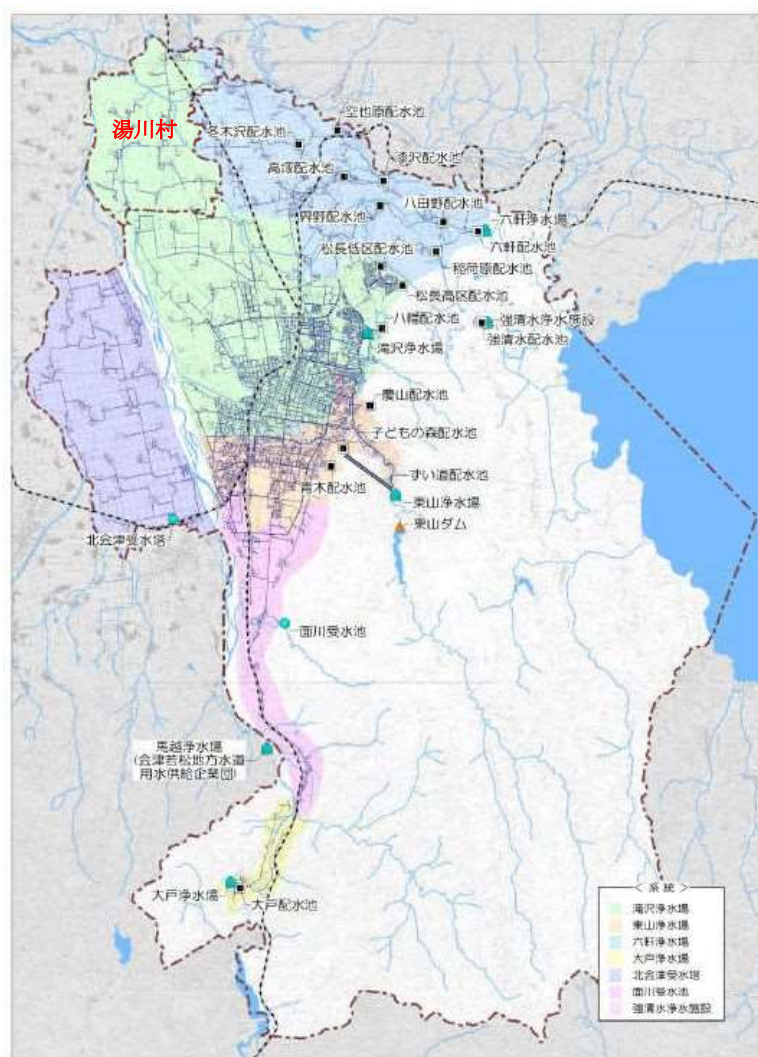


図 7 会津若松市水道施設概要図

(出典)「会津若松市水道事業ビジョン」 平成 28 年 4 月 会津若松市水道部 （一部加筆）

2 広域連携の概要

2.1 広域連携(計画)の内容

- ・ 会津若松市の隣村である湯川村（水源：浅井戸）では、水位低下や施設老朽化、水質面の不安から新たな施設整備の必要性に迫られていた。会津若松市水道事業より用水供給を受ける手法が費用対効果の面で優位であるとの判断により、湯川村から会津若松市に水道水の供給が要請された。
- ・ 会津若松市水道事業としては、会津の中核都市としての役割・事業広域化への一助につながるだけでなく、増収も見込まれたことから統合に至った。
- ・ 課題は官庁会計である湯川村簡易水道事業において、企業会計に移行する作業が必要となったこと、料金体系を会津若松市に合わせざるを得ないため、住民理解を得ることに苦慮した。また、変更認可等事業統合手法の整理にも時間を要した。
- ・ なお、湯川村からの緊急要請のため、広域連携に係る事業計画等は策定しておらず、事業統合の1年前には緊急給水として水道水の供給を開始したことから、今後事業の進捗をみながら効果等について整理していく予定。

2.2 広域連携(実績)の内容

当初計画通りに実施

3 施設の統廃合及び再構築計画の概要

該当事項は特になし

4 広域連携による効果

4.1 広域連携により生み出される効果〔計画策定時〕

a) 湯川村の新たな整備費用の減（費用削減効果）

項 目	内 容
算定期間	平成 20 年（1 年）
算定手法	単独で湯川村が新たな施設整備をする場合に要する費用から、事業統合により会津若松市の配水管に接続し給水する場合に要する整備費用の差
効果算定対象費目	建設改良費
評価結果	92.5%

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

b) 湯川村区域内の維持管理コストの減（費用削減効果）

項 目	内 容
算定期間	平成 19 年（1 年）
算定手法	単独で湯川村が維持管理を実施する場合に要する費用から、事業統合により会津若松市が実施する湯川村分の維持管理に要する費用の差
効果算定対象費目	維持管理費、人件費、その他（減価償却費）
評価結果	0.4%

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

4.2 広域連携により生み出される効果〔計画変更時〕

湯川村からの急を要する要請のため、広域連携に係る事業計画等は策定しておらず、事業統合の1年前には緊急給水として水道水の供給を開始したことから、今後事業の進捗をみながら効果等について整理していく予定。

5 その他特筆すべき事項

該当事項は特になし

5 参考資料

事業体名	論文タイトル	著者※代表者のみ (所属)	収集文献	ページ 番号	関連 事例
会津若松市	会津若松市と湯川村における水道事業統合の概要	五十嵐 司 也(会津若松市水道事業管理者)	水道 第 56 巻 第 4 号	pp. 1-6	統-16

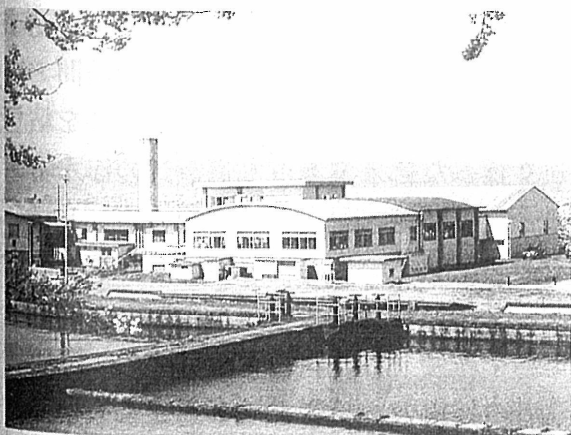
会津若松市と湯川村における 水道事業統合の概要

会津若松市水道事業管理者
五十嵐 司也



はじめに

会津若松市は、福島県西部のいわゆる会津地方の中心都市で人口は、約12万7,000人、面積は、383.03km²を有し、藩政時代には会津藩23万石の城下町として盛え、現在でも若松城（鶴ヶ城）や白虎隊自刃の地で知られる飯盛山など、名所・旧跡が点在しており、その他にも郷土料理として知られる「こづゆ」、「ニシンの山椒漬け」などの文化的な特色、「会津塗」、「赤べこ」などに代表される伝統工芸などにより、毎年数多くの観光客が訪れております。



滝沢浄水場



図 会津若松市と湯川村の位置関係

本市は、明治22年4月1日、当時の若松町が福島県で初の市制を施行し、若松市となり、その後も周辺町村の編入などを繰り返し、昭和30年1月1日に会津若松市に市名を変更し、平成16年11月1日北会津郡北会津村、平成17年11月1日に河沼郡河東町を編入し、現在に至っております。

本市水道事業は、昭和4年に給水を開始し、9次にわたる拡張事業を経て、事業規模は、平成20年3月28日の厚生労働大臣認可値によると、計画給水人口12万2,260人、計画一人一日最大給水量750ℓ、計画一日最大給水量9万1,660m³ですが、平成21年度本市水道事業概要では、給水人口11万9,114人、普及率93.5%、給水件数4万7,455件、給水能力9万4,264m³/日、年間

会津若松市方式のイメージ

「取水から蛇口まで」一貫した責任体制の確立

第三者委託

取水や浄水場運転管理に 関する業務

浄水場の運転業務に実績のある事業者

特別目的会社 (SPC)を設立

技術上の業務を委託する
場合にあっては、業務の全
部を一の者に委託するもの
であること

送・配水施設の維持管理や 給水装置に関する業務

市内の地理や水道施設に精通した地元業者

水道法施行令第7条第1項

料金徴収に関する業務

料金徴収業務に実績のある事業者

総配水量1,932万731m³、有収率90.1%となっ
ております。

本市水道事業の特色は、「料金収入の約
3割が工場用の大口利用者の料金が占めて
いること」、「規模や浄水方法（急速ろ過方
式、緩速ろ過方式、膜ろ過方式、塩素滅菌）
が異なる4つの浄水場を有しており、多様
な技術を要し、維持管理と更新コストが割
高であること」、「東から西に傾斜した地形
から、給水区域における送水・配水は主に
自然流下によることができるメリット」等
があげられます。

本市水道事業の現状は、長引くIT不況
により市内に立地する半導体製造企業が製
造ラインの縮小や民事再生法の申請などに
よる大口利用者の使用水量の落ち込みとと
もに、節水器具の普及や人口の減少により
一般使用者の使用水量も落ち込んでおり、
拡張の時代から施設の更新時代を迎えて、
施設への投資を行っても料金収入に反映し
ない状況にありながら、昭和4年の給水開
始からの老朽化した基幹浄水場の改築、老
朽管の更新・耐震化等の約146億円に上る
財政需要を抱え、財源の確保が求められて

いました。

さらに、水道技術を担う技術系職員の平
均年齢が40歳を超えており、団塊世代の退
職に伴う「水道技術の継承」が課題となっ
ていました。

これらの現状、財政需要を踏まえて、平
成20年1月に部内に経営改善策検討委員会
を設置し、この中で、今後予想される財政
需要や課題に対応するため、水道法第24条
の3に規定される「第三者委託制度」の導
入と水道料金等徴収業務を含めた「包括的
業務委託」による経営の効率化の可能性を
探り、導入の可否について検討を行い、平
成20年7月に報告書を取りまとめました。

本市経営改善策検討委員会報告書を受け
て、本市水道事業経営審議会への諮問・答
申や議会への説明、市民への説明等を粘り
強く行った結果、本市水道事業の浄水場運
転管理及び送・配水施設維持管理等業務を
水道法第24条の3の規定による技術上の業
務の全部を委託すること、水道料金等徴収
業務を私法上の委託として発注し、民間事
業者の技術力、受託実績や創意工夫による
業務の効率化や経費の節減を目指すことと

し、性能発注による「会津若松市方式」と呼ばれる公募型プロポーザル方式による受託者の選定を行い、平成22年4月1日より「取水から蛇口まで」の業務を民間事業者

に委託を開始しております。
湯川村は、本市の北に隣接し、人口約3,600人、世帯数は約900世帯で、村の面積は16.36km²を有し福島県で一番小さい自治体であります。村の誕生は、昭和32年3月31日に笈川村と勝常村とが合併し、両村の境を流れていた湯川の名にちなんで湯川村と命名し現在に至っております。

村の文化のシンボリック的存在である「勝常寺」は、大同2年(807年)法相宗の碩学徳一上人によって開かれた東北を代表する古刹です。平成8年には、木造薬師如来と両脇侍像が国宝の指定を受けました。

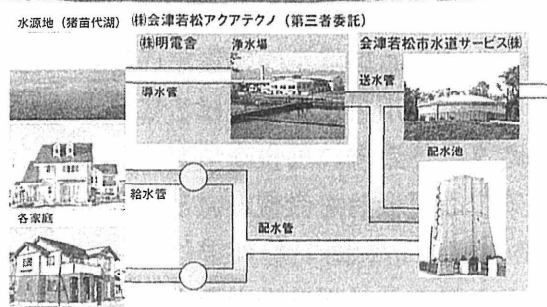
また、国の重要文化財に指定を受けているものに、元講堂(通称:会津中央薬師堂)と仏像9軀があり、平安初期の仏像が1ヶ所にこれだけ多く保存されているのは我が国でも珍しいとのことでもあります。

湯川村は、勝常寺を代表とする歴史的遺産と田園環境に恵まれた美しい村で会津盆地のほぼ中央に位置し、水田が広がり、四季折々に美しい景観を見せてくれます。

村の基幹産業である農業は、水稻を中心に野菜(夏秋トマト、キュウリ、グリーンアスパラガス、ネギ)、畜産(肉用牛)、花卉(二輪菊、アルストロメリヤ)等を組み合わせた複合経営により営まれています。

湯川村簡易水道事業は、昭和44年3月31日に福島県知事の認可を受け、昭和46年9月に給水を開始し、3次にわたる拡張事業を経ており、事業統合時には、平成13年3月9日の福島県知事認可値によると、計画給水人口3,640人、計画一人一日最大給水

市と受託者との役割分担



量478ℓ、計画一日最大給水量1,740m³ではありますが、平成21年度村簡易水道事業概要では、給水人口3,540人、普及率99.3%、給水件数1,025件、給水能力911m³/日、年間総配水量35万8,490m³、有収率83.3%となっており、水源は、浅井戸で一日最大取水量1,740m³でありました。

平成の市町村合併の経緯

本市は、平成16年11月1日に北会津郡北会津村を編入合併し、その間に、更なる近隣町村との合併に関する協議を並行して行っておりました。

そのような状況下にあって、平成16年4月1日に本市と河沼郡河東町及び同郡湯川村と1市1町1村での法定合併協議会を設置し、合併協議を計7回にわたり開催し、協議・調整を行ってきました。

その間の湯川村における集落座談会や各種団体との懇談会、村議会全員協議会での議論から、村民の中から合併に対する不安や時期尚早との意見が多数寄せられ、同年11月に開催された第8回の法定協議会において、湯川村による合併協議会からの離脱の表明があり承認された経過にありました。

湯川村の合併協議会からの離脱を受けて、同年12月21日に本市と河東町との法定協議会を新たに立ち上げ、協議・調整を重

ねて、平成17年11月1日に河東町を編入合併し、現在の会津若松市が誕生したところでもあります。

また、湯川村においては、こうした経過を踏まえ、庁内に助役を委員長に「自立計画策定委員会」を設置し、平成17年4月に「湯川村自立計画」を策定し行政と村民とが丸となり、民意を尊重した「村民一人ひとりの顔が見える村」を目指して歩みだすこととなりました。

会津地方における本市の責任と役割

湯川村では、近年、水源である浅井戸の水位低下が見られるようになり、過去には2.2mまで低下したことがあり、現在2.8m程度で落ち着いた状況ではありますが、今後、井戸から取水できない状況や水質悪化の懸念が生じておりました。さらに、配水池を有していないため、取水できないことになれば、即給水停止になる恐れがありました。

平成19年の年末に、本市へ湯川村から内々に、会津若松市からの水道水の供給について打診があり、平成20年6月23日に会津若松市長と湯川村長とのトップ会談が行われ、平成20年9月25日付けで、正式に湯川村長より市長に対して、近年、水源である浅井戸の水位低下や取水施設等の水道施設の老朽化が進行し、将来にわたって村民に安定した給水を続けるためには、新たな取水施設及び浄水施設の整備が必要であり、村で新たに取水施設及び浄水施設を整備する場合（湯川村の試算によれば水道施設整備を国庫補助、交付税措置を最大限活用しても193円/㎡（税抜）であった。）と比べ、会津若松市から水道水の供給を受ける手法の方が費用対効果の点で優るとの判断により、平成22年1月1日又は同年4月

会津若松市水道事業及び湯川村簡易水道事業統合までの主な経過

年 月 日	内 容
平成19年12月末	湯川村より内々に水道水供給の打診
平成20年6月23日	会津若松市長及び湯川村長が会談
平成20年9月16日	湯川村議会全員協議会開催
平成20年9月25日	湯川村から文書による給水依頼
平成20年12月15日	市議会建設委員会協議会及び各派代表者会議開催
	会津若松市長及び湯川村長が記者会見
平成21年1月21日	市議会全員協議会開催
平成21年2月17日	基本協定締結
	基本協定実施に関する細目協定締結
平成21年10月23日	湯川村分水（2工区）配水管接続工事竣工
平成21年11月20日	湯川村分水（1工区）配水管接続工事竣工
平成22年3月24日	市議会において関連議案議決
	湯川村及び喜多方市より給水区域拡張に係る同意
平成22年3月31日	湯川村簡易水道事業の廃止について福島県知事より許可
	厚生労働大臣に会津若松市水道事業変更認可申請書を提出
	国土交通省大臣に緊急給水の実施届出書を提出
	国土交通大臣に水利使用許可（変更）申請を提出
平成22年4月1日	湯川村へ緊急給水として水道水の供給を開始
平成23年4月1日	水道事業統合（会津若松市水道事業の給水区域を湯川村に拡大）

※ 引継財産

資 産	○固定資産	
	・配水管（約35km）	753,037千円
	・量水器	11,572千円
	○流動資産	
	・引継資産	1,965千円
	・未払金	9,035千円
負 債	○流動負債	
	・未払金	11,000千円
資 本	○借入資本金（企業債）	180,779千円
	○引継資本金	
	（資産－負債－借入資本金）	583,830千円

1日より水道水の供給を依頼されました。

本市にあっては、合併協議から離脱した経緯から、「水道水だけ提供していただきたい。」との要請に対し、いかがなものかという感情的意見も出されました。

しかし、厚生労働省が平成16年6月に策定し、平成20年7月に改訂された「水道ビジョン」では、高度な専門知識と技術を要する水道事業の運営は、規模の小さな自治体にとって負担となっており、事業の広域化、管理の一体化によって技術基盤、経営基盤の強化を図るために、複数の水道事業の統合による広域的な事業経営や運営基盤の強化を目的として、いわゆる垂直統合、水平統合に経営の一体化や管理の一体化などを加えた水道広域化を推進することとされております。

さらに、本市水道ビジョンにおいても、「第3章 市民サービス向上のため」、「第4節 水道事業の広域化の対応」の中で、平成18年3月に発表された「福島県水道整備基本構想2005福島県くらしの水ビジョン」において、本市は「会津水道広域圏」に位置付けられ、圏域内における広域化による合理化と効率化による経営改善の必要性が指摘されていることから、会津地方における中核都市としての本市の果たすべき役割の重要性に鑑み、要請には答えるべきではないかとの考えも出されました。

その間、部内での検討、市長及び副市長との協議、福島県との協議を行い、結果として、「会津水道広域圏」にあって中核都市としての役割、会津地方の長兄として常に会津地方を牽引してきた自負と実績を踏まえ、過去の経緯は経緯として、緊急的かつ人道上の観点から今回の要請について答えることとしたものであります。

事業統合へ向けた課題の整理

湯川村への水道水の供給にあたっての課題は、下記のとおりでありました。

1. 水道水供給のための施設整備
2. 供給する水道水の供給単価
3. 認可上の問題(認可の手法について)
 - ①本市との分水契約を締結する。
 - ②本市が水道用水供給事業の認可を取得し、湯川村が受水する。
 - ③水道事業の統合を行う。(本市の給水区域に村を含める。)
 - ④水道法の第三者委託制度を導入する。(本市が湯川村から水道事業の技術上の業務の全部を受託する。)

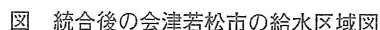
まず、1.の施設整備の計画であります。最終的には3地点から新設管RRHVP φ100～150mmでの接続を行い、概算事業費を約1億円、負担割合は、行政区割りの会津若松市8,500万円、湯川村1,500万円といたしました。

次に、2.の供給単価であります。分水期間においては、分水単価〔単価168円/㎡(税込) + φ250mm以上基本料金27万3,525円/月(税込)〕とし湯川村に供給し、事業統合後においては、会津若松市の水道料金体系に合わせることにしましたが、現行料金についての差額(会津若松市168円/㎡(税込)と湯川村126円/㎡(税込))については、湯川村において激変緩和措置を検討することとしました。

さらに、3.の認可の手法については、①本市との分水契約は、水道法上の位置付けがなく、厚生労働省や福島県の指導から事業統合を前提としたものについてのみ認められること、②本市が水道用水供給事業認可の取得は、湯川村が水道事業を経営し、

この作業と並行して、湯川村への水道水供給を実現するため、当時の両議会や市民に対して説明した事業統合のメリットは、本市にとっては、給水人口の減少や節水意識の高揚により料金収入が落ち込んでいる中であって、将来にわたって安定した料金の増収（本市の水道水供給による増収は、事業統合後で約6,000万円）が見込まれること、湯川村にあっては、水道施設整備・維持管理費用が不要となり、将来にわたって水道水の安定供給が図られることがあげられますが、その他事業の概要、経過、本市の「会津水道広域圏」における役割等について、丁寧に説明を行いました。

1. 湯川村から福島県知事へ湯川村簡易



2. 本市から厚生労働省大臣へ水道事業変更認可申請（給水区域の拡大）
3. 本市から厚生労働省大臣へ湯川村簡易水道事業の全部譲受け届
4. 本市から国土交通省大臣への水利権変更許可申請
5. 本市議会での「会津若松市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、「会津若松市水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び「公の施設の区域外設置に関する協議」の議決
6. 本市と湯川村との「公の施設の区域外設置に関する協議書」、「水道水供給に関する基本協定」、「水道水供給に関する基本協定の実施に関する細目協定」、「水道水供給に関する基本協定の実施に関する細目協定の確認事項」（細目協定第8条に規定する「すべての財

産」から湯川村簡易水道基金と浅井戸水源及びポンプ施設を除くことの確認)の締結

7. 「会津若松市と湯川村との水道事業統合に伴う電算システムの統合作業に係る移行データの取扱に関する協定」、「下水道使用料徴収業務の委託に関する基本協定」の締結

これらの作業の中で、新たに湯川村給水区域に喜多方市塩川町の区域が含まれていることが判明しました。

経緯については、一級河川日橋川で分断され、湯川村に隣接している喜多方市塩川町の一部(喜多方市塩川町金橋字西袋、喜多方市塩川町字土屋新田)については、従来から喜多方市(合併前の耶麻郡塩川町)と湯川村が他の地方公共団体の公の施設の利用(地方自治法第244条の3第2項及び第3項)の協議を経て、湯川村給水区域となっており、今回の本市と湯川村との事業統合にあたって整理しなければならない問題が生じました。

この問題を解決するため、本市、喜多方市、湯川村の間で協議を実施しました。その結果は以下のとおりでありました。

1. 本市としては、喜多方市塩川町の一部の区域を本市給水区域に含める考えであること。
2. 公の区域の区域外設置に関する議案について、喜多方市と湯川村とが「他の地方公共団体の公の施設の利用」の協定を締結しているが、今回の事業統合に係る湯川村の区域との整合性上、湯川村と喜多方市の両者について地方自治法第244条の3第1項の「区域外設置」として議会に提案したい。ただし、現在当該区域には公の施設(配水

管)が存在しないことから、喜多方市の部分については将来水道を布設する時点としたいこと。

本市では、湯川村及び関係機関との協議を順次進めることにより下記のとおり届出や申請を行いました。

1. 福島県知事より平成23年3月31日付けで湯川村簡易水道事業を廃止することについて許可を受けました。
2. 平成22年3月31日付けで、厚生労働大臣に「会津若松市水道事業変更認可申請書(第10次拡張事業)」を提出しました。
3. 平成22年3月31日付けで、国土交通省北陸地方整備局長に「湯川村簡易水道事業の給水区域に対する会津若松市水道事業からの緊急給水の実施届出書」を提出しました。
4. 平成22年3月31日付けで、国土交通省北陸地方整備局長に「阿賀野川水系猪苗代湖、日橋川及び金山川、阿賀野川水系湯川(東山ダム)水利使用許可(変更)申請書」を提出しました。

以上の申請及び届出を行い、事業統合を前提とした分水を平成22年4月1日に緊急措置として、湯川村へ本市から水道水供給を開始しました。

さらに、水道料金の重要な課題でありました湯川村における事業統合後の水道料金の激変緩和措置については、『事業統合後の3年間(平成23年4月分から平成26年3月分まで)について、統合後の料金と現行の料金の差額を村において激変緩和措置を講じる(差額の金額を平成23年度75%、平成24年度50%、平成26年度25%のそれぞれの額を村が負担する。)]であり、その内容を本市水道事業給水条例に経過措置を設け

て実施することとしました。

これらの協議の中で一番苦労したことは、湯川村への水道水供給にあたっての国土交通省との協議でありました。

平成20年12月15日会津若松市長と湯川村長とが会津若松市役所で記者会見を行い、両水道事業の統合を発表しましたが、この記者会見の中での「会津若松市の既得認可水量の中で対応したい。」とのコメントが、後の国土交通省との水利権許可申請協議にあたって本市が苦労した原因となりました。

最初に、国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所との協議を行った際に、報道された新聞記事についてはどのような趣旨かとの質問を受け、「湯川村からの要請を受けて本市の水道水を湯川村に供給する旨回答したところ、記者発表にある内容については、今日初めて聞いたことであり関係機関との協議が終了する前に発表するとは言語道断である」との指摘を受けてしまいました。会津若松市としては既得許可水量の範囲内であれば支障ないものと考えているようだが、明らかに水利権許可の変更事項に該当する内容である。阿賀川河川事務所としては、湯川村への給水について協力する考えであるが、手続の順序を無視されては大変困るので、まず協議を一から始めるよう指導されました。

第9次の変更認可に伴う水利権変更許可を平成20年3月28日付けで受けたばかりで、湯川村事業統合に係る水利権変更許可を取得しなければならず、給水人口の将来予測等について一定程度の上積みを行う必要があったことから、既得許可内容との整合性を図ること求められました。

また、分水を先行することについては、本市からの水道水の事業統合前の供給は、

あくまでも緊急的・人道的対応であるとの理由付けが必要であるとの指導を受けたところであります。

しかし、最初の経緯はともかく、申請にあたり阿賀川河川事務所には懇切丁寧な指導をいただき許可いただきましたことに改めて感謝申し上げるところであります。

また、水利権変更許可申請にあたって、他の利水者との協議及び同意の取り付けにあたっては、猪苗代湖利用連盟を開催していただき、湯川村への水道水供給のための本市水利権変更許可申請に係る同意について、構成団体（安積疏水土地改良区、郡山市、(株)東京電力、戸ノ口堰土地改良区、布藤堰土地改良区）に経過と概要について説明し同意をしていただきました。

統合後の本市水道事業の業務委託形態について

平成23年4月1日からの事業統合にあたり、湯川村区域での業務を実施するため、平成23年2月市議会定例会において、平成23年度から平成26年度までの3カ年の業務委託に係る債務負担行為の議決をいただきました。

議決を受け、湯川村区域における送・配水施設の維持管理につきましては、本市水道事業における浄水場運転管理及び送・配水施設維持管理業務の受注者である株式会社会津若松アクアテクノに業務要求水準書を示し、当該業務に係る事業費提案書の提出をいただき契約協議を経て、送・配水施設維持管理業務（湯川村事業統合分）の業務委託契約、水道料金等徴収業務につきましても、本市水道事業水道料金等徴収業務委託の受注者である株式会社ジェネッツに業務要求水準書を示し、当該業務に係る事業費提案書の提出をいただき契約協議を経



最後に

平成23年4月1日より新たに本市の給水区域となった湯川村区域に本市の水道水が供給されましたが、今回の事業統合は、湯川村における水源の水位低下から起因したものではありませんが、今後とも「会津水道広域圏」にあって会津地方における中核都市としての本市の果たすべき役割の重要性を踏まえ、当地方における持続可能な水道事業の発展のために寄与すべきものと考えております。

このことから、本市水道事業の広報誌である「水道あいづわかまつ」の全戸配布、湯川村から本市水道事業経営審議会委員を1名選任する等を行うことにより、本市水道事業の情報や水道水の安全性（水質検査計画の策定、検査結果の公表等）を積極的に提供・共有できる体制を構築しなければならないものと考えております。